

○「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（平成16年3月19日付け基発0319009号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別添 6		別添 6	
技能講習の名称	講師の条件関係	技能講習の名称	講師の条件関係
1～4 (略)	(略)	1～4 (略)	(略)
5 地山の掘削及び土止め支保工作 業主任者技能講習（安 衛法別表第 20第4号 関係）	1 表の「作業方法に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、 <u>10年以上地山の掘削の作業及び土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者で、当該期間のうち3年以上当該作業に係る職長その他の当該作業に従事する労働者を直接指導又は監督する者としての地位にあったものが該当すること。</u> ただし、当分の間、講習科目「 <u>作業の方法に関する知識</u> 」のうち「 <u>地山の掘削の方法</u> 」「 <u>浮石、埋設物等の処理</u> 」「 <u>湧水の処理及び排水の方法</u> 」「 <u>法面防護の方法</u> 」「 <u>土砂及び岩石の性質</u> 」の範囲を実施する場合に限り、 <u>10年以上地山の掘削の作業に従事した経験を有する者で、当該期間のうち3年以上当該作業に係る職長その他の当該作業に従事する労働者を直接指導又は監督する者としての地位にあったものが該当し、また、講習科目「作業の方法に関する知識」のうち「土止め支保工の種類、材料、構造、組立図、点検及び補修</u> 」土	5 地山の掘削作業主任者技能講習（安衛法別表第20第4号関係）	1 表の「作業方法に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、 <u>10年以上地山の掘削の作業に従事した経験を有する者で、当該期間のうち3年以上当該作業に係る職長その他の当該作業に従事する労働者を直接指導又は監督する者としての地位にあったものが該当すること。</u>

	<u>止め支保工の切りばり、腹おこし等の取付け及び取りはずしの作業に関する事項」の範囲を実施する場合に限り、10年以上土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者で、当該期間のうち3年以上当該作業に係る職長その他の当該作業に従事する労働者を直接指導又は監督する者としての地位にあったものが該当することとして差し支えないこと。</u> 2 表の「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」「作業者に対する教育等に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 建設の作業又は安全指導の業務に10年以上従事した経験を有する者 (2) 職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員免許を受けた者で、その後5年以上建設の作業又は安全指導の業務に従事した経験を有するもの 3 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの (2) 10年以上安全の実務に従事した経験を有する者	
6 削除		
	<u>6 土止め支保工作業主</u>	2 表の「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」「作業者に対する教育等に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 建設の作業又は安全指導の業務に10年以上従事した経験を有する者 (2) 職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員免許を受けた者で、その後5年以上建設の作業又は安全指導の業務に従事した経験を有するもの 3 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの (2) 10年以上安全の実務に従事した経験を有する者
	<u>1 表の「作業の方法に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を</u>	

			<u>任者技能講習（安衛法別表第20第4号関係）</u>	<u>有する者」は、10年以上土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者で、当該期間のうち3年以上当該作業に係る職長その他の当該作業に従事する労働者を直接指導又は監督する者としての地位にあったものが該当すること。</u>
				<u>2 表の「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」「作業者に対する教育等に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</u> <u>(1) 建設の作業又は安全指導の業務に10年以上従事した経験を有する者</u> <u>(2) 職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員免許を受けた者で、その後5年以上建設の作業又は安全指導の業務に従事した経験を有するもの</u>
				<u>3 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</u> <u>(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>(2) 10年以上安全の実務に従事した経験を有する者</u>
7～18 (略)	(略)		7～18 (略)	(略)
<u>19 削除</u>			<u>19 ボイラー据付け工事作業主任者技能講習</u>	<u>1 表の「ボイラーの構造、取扱い及び燃料に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</u>

			<u>(安衛法別表第 20 第 9 号関係)</u> (1) <u>特級ボイラー技士免許を受けた者で、その後 2 年以上ボイラーの取扱いの業務に従事した経験を有するもの</u> (2) <u>一級ボイラー技士免許を受けた者で、その後 5 年以上ボイラーの取扱いの業務に従事した経験を有するもの</u> 2 <u>表の「ボイラーの基礎、れんが積み及び断熱の工事に関する知識」「ボイラーの本体及び附属設備等の据付けに関する知識」の項の「条件」の欄第 3 号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</u> (1) <u>ボイラー据付け工事作業主任者講習を修了した者で、その後 1 年以上ボイラー据付け工事作業主任者としての業務に従事した経験を有するもの</u> (2) <u>10 年以上ボイラー据付け工事の業務に従事した経験を有するもの</u> 3 <u>表の「関係法令」の項の「条件」の欄第 2 号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</u> (1) <u>高等学校等を卒業した者で、その後 3 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u> (2) <u>5 年以上安全の実務に従事した経験を有する者</u>	
20 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習（安衛法	(略)		20 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習（安衛法 (略)	

別表第20 第9号関係)		別表第20 第10号関係)	
21 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習（安衛法別表第20第10号関係）	(略)	21 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習（安衛法別表第20第11号関係）	(略)
22 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（安衛法別表第20第11号関係）	1 表の「条件」の欄の「実務」とは、管理、監督、指導、<u>設計等</u>の業務をいうものであること。 2 (略) 3 表の「作業環境の改善方法に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 衛生管理者として<u>5年以上</u>労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有する者 (3) <u>労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。）</u> 4 表の「保護具に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略)	22 特定化学物質作業主任者技能講習（安衛法別表第20第12号関係）	1 表の「条件」の欄の「実務」とは、<u>第1類物質又は第2類物質を製造する作業（保護具に関する知識の項については、保護具を製造する作業を含む。）</u>についての管理、監督、指導等これらの物質による障害の予防措置に関する業務をいうものであること。 2 (略) 3 表の「作業環境の改善方法に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 衛生管理者として<u>10年以上</u>労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有する者 4 表の「保護具に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略)

	(2) 衛生管理者として<u>5年</u>以上労働衛生保護具に関する実務に従事した経験を有する者 (3) <u>労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。）</u> 5 (略)		(2) 衛生管理者として<u>10年</u>以上労働衛生保護具に関する実務に従事した経験を有する者 5 (略)
2 3 鉛作業主任者技能講習（安衛法別表第20第11号関係）	1 (略) 2 (略) 3 表の「作業環境の改善方法に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 衛生管理者として<u>5年</u>以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有する者 (3) <u>労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。）</u> 4 表の「保護具に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 衛生管理者として<u>5年</u>以上労働衛生保護具に関する実務に従事した経験を有する者 (3) <u>労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。）</u> 5 (略)	2 3 鉛作業主任者技能講習（安衛法別表第20第12号関係）	1 (略) 2 (略) 3 表の「作業環境の改善方法に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 衛生管理者として<u>10年</u>以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有する者 4 表の「保護具に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 衛生管理者として<u>10年</u>以上労働衛生保護具に関する実務に従事した経験を有する者 5 (略)
2 4 有機溶剤作業主任者技能講習（安衛法別	1 (略) 2 (略) 3 表の「作業環境の改善方法に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知	2 4 四アルキル鉛等作業主任者技能講習（安	1 (略) 2 (略) 3 表の「作業環境の改善方法に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知

<u>表第20第11号関係</u>)	識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 衛生管理者として<u>5年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有する者</u> (3) <u>労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。）</u> 4 表の「保護具に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 衛生管理者として<u>5年以上労働衛生保護具に関する実務に従事した経験を有する者</u> (3) <u>労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。）</u> 5 (略)	<u>衛法別表第20第12号関係</u>)	識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 衛生管理者として<u>10年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有する者</u> 4 表の「保護具に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 衛生管理者として<u>10年以上労働衛生保護具に関する実務に従事した経験を有する者</u> 5 (略)
25 <u>石綿作業主任者技能講習（安衛法別表第20第11号関係）</u>	1 (略) 2 (略) 3 表の「作業環境の改善方法に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 衛生管理者として<u>5年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有する者</u> (3) <u>労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。）</u> 4 表の「保護具に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 衛生管理者として<u>5年以上労働衛生保護具に関する実務に従事した経験を有する者</u> (3) <u>労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。）</u>	25 <u>有機溶剤作業主任者技能講習（安衛法別表第20第12号関係）</u>	1 (略) 2 (略) 3 表の「作業環境の改善方法に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 衛生管理者として<u>10年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有する者</u> 4 表の「保護具に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 衛生管理者として<u>10年以上労働衛生保護具に関する実務に従事した経験を有する者</u>

	る者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 衛生管理者として<u>5年</u>以上労働衛生保護具に関する実務に従事した経験を有する者 (3) <u>労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。）</u> 5 (略)		る者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 衛生管理者として<u>10年</u>以上労働衛生保護具に関する実務に従事した経験を有する者 5 (略)	
26 酸素欠乏危険作業主任者技能講習（安衛法別表第20第12号関係）	(略)		26 酸素欠乏危険作業主任者技能講習（安衛法別表第20第13号関係）	(略)
27 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（安衛法別表第20第13号関係）	(略)		27 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（安衛法別表第20第14号関係）	(略)
28 床上操作式クレーン運転技能講習（安衛法別表第20第14号関係）	(略)		28 床上操作式クレーン運転技能講習（安衛法別表第20第15号関係）	(略)
29 小型移動式クレー	(略)		29 小型移動式クレー	(略)

ン運転技能講習（安衛法別表第20第15号関係）		ン運転技能講習（安衛法別表第20第16号関係）	
30 ガス溶接技能講習（安衛法別表第20第16号関係）	（略）	30 ガス溶接技能講習（安衛法別表第20第17号関係）	（略）
31 フォークリフト運転技能講習規程（安衛法別表20第17号関係）	（略）	31 フォークリフト運転技能講習規程（安衛法別表20第18号関係）	（略）
32 ショベルローダー等運転技能講習（安衛法別表第20第17号関係）	（略）	32 ショベルローダー等運転技能講習（安衛法別表第20第18号関係）	（略）
33 車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習（安衛法	（略）	33 車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習（安衛法	（略）

別表第20 第18号関 係)		別表第20 第19号関 係)	
34 車両系 建設機械（ 解体用）運 転技能講習 （安衛法別 表第20第 18号関係 ）	（略）	34 車両系 建設機械（ 解体用）運 転技能講習 （安衛法別 表第20第 19号関係 ）	（略）
35 車両系 建設機械（ 基礎工事用 ）運転技能 講習（安衛 法別表第2 0第19号 関係）	（略）	35 車両系 建設機械（ 基礎工事用 ）運転技能 講習（安衛 法別表第2 0第20号 関係）	（略）
36 不整地 運搬車運転 技能講習（ 安衛法別表 第20第2 0号関係）	（略）	36 不整地 運搬車運転 技能講習（ 安衛法別表 第20第2 1号関係）	（略）
37 高所作 業車運転技 能講習（安 衛法別表第 20第21 号関係）	（略）	37 高所作 業車運転技 能講習（安 衛法別表第 20第22 号関係）	（略）
38 玉掛け	（略）	38 玉掛け	（略）

技能講習（ 安衛法別表 第20第2 2号関係）		技能講習（ 安衛法別表 第20第2 3号関係）	
39 ボイラ ー取扱技能 講習（安衛 法別表第2 0第23号 関係）	（略）	39 ボイラ ー取扱技能 講習（安衛 法別表第2 0第24号 関係）	（略）